

議案第 21 号

総社市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

総社市農業集落排水処理施設条例（平成 17 年総社市条例第 182 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 5 年 2 月 28 日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

インボイス制度が開始されることに伴い、また、施設使用者の負担の公平性を図るため、農業集落排水処理施設使用料の算定方法を改める必要が生じたことから、関係条文の整備を行おうとするものである。



総社市条例第 号

総社市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

総社市農業集落排水処理施設条例（平成17年総社市条例第182号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第14条 排水処理施設の1箇月の使用料の額は、次の各号に定めるところにより算定した額に、それぞれ100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>この場合において、確定金額に<u>1円未満の端数</u>があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 <u>4月1日から翌年の3月31日までの間における前項第1号の人数割の算定の基準となる人数は、原則として毎年4月1日（4月1日後の使用の開始等のときは、使用の開始等の日）現在の使用人数とする。ただし、4月2日から翌年の2月末日までの間において使用人数に変更を生じた場合における人数割の算定の基準となる人数は、変更後の使用人数とし、当該変更が生じた日の属する月の翌月以降の人数割の算定の基準となる人数とする。</u></p> <p>3 略</p>	<p>（使用料の算定方法）</p> <p>第14条 排水処理施設の1箇月の使用料の額は、次の各号に定めるところにより算定した額に、それぞれ100分の110を乗じて得た額とする。</p> <p>この場合において、確定金額に<u>10円未満の端数</u>があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>（1）及び（2）略</p> <p>2 前項第1号の人数割の算定の基準となる人数は、原則として毎年4月1日（4月1日後の使用の開始等のときは、使用の開始等の日）現在の<u>数</u>とする。</p> <p>3 略</p>

附 則  
（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の総社市農業集落排水処理施設条例（次項において「新条例」という。）第14条第1項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 新条例第14条第1項の規定は、令和5年10月1日以後に額を確定する使用料から適用し、同日前に額が確定した使用料については、なお従前の例による。